

# ベビーシッター(一時預かり)の利用案内

江戸川区では東京都の制度を活用し、保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対しその利用料の一部を補助する制度を実施します。

## 1 対象者

サービス利用日に江戸川区に住所を有する、以下のいずれかの保護者

※保育園や幼稚園を利用している方、育休中の方でもご利用いただけます

●保護者のリフレッシュ等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする方  
(保護者のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由が対象となります)

●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方  
(ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります)

## 2 対象となる要件

### (1) 対象年齢

未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)

※平成30年(2018年)4月2日以降に出生した児童

### (2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### (3) 利用時間帯

24時間365日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始も対象)

※ベビーシッター事業者との契約により異なります。

### (4) 利用上限

児童1人当たり年度内144時間まで

多胎児(ふたご、みつご等)の場合児童1人当たり年度内288時間まで

### (5) 補助上限額

年度内で最初の16時間までの利用分：全額補助(保育サービスに係る費用のみ)

16時間を超える利用分：日中の利用(午前7時から午後10時):1時間2,500円

夜間の利用(午後10時から翌朝7時):1時間3,500円

### (6) 対象利用料

ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)のみが補助対象です。入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費、クーポン・ポイント利用(※)で割引された料金等は補助対象外です。(※)現金で購入されたポイント等によりお支払いされた料金についても補助の対象外となります。

### (7) 対象事業者

東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者  
詳細は東京都福祉保健局のホームページをご参照ください(随時更新)。



### 3 利用の流れ

- (1) 東京都の認定事業者一覧の中から事業者を選び、直接、利用契約を結びます。  
※ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい旨を必ずお伝えください。
- (2) ベビーシッター利用後、料金を直接事業者へ支払います。  
※ベビーシッター事業者から「ベビーシッター補助事業要件証明書」「領収書」及び「利用明細書等」の交付を受けてください。
- (3) 【提出書類】を揃え、区に補助金を申請します。

### 4 申請方法

次の書類を、**株式会社パソナライフケア**(江戸川区委託事業者)へ郵送でご提出ください。  
提出された書類はご返却できませんので予めご了承ください。  
※詳細は江戸川区ホームページをご参照ください。

(書類提出先)

〒107-0062 東京都港区南青山 3-1-30

株式会社パソナライフケア・江戸川区ベビーシッター担当宛



詳細はこちら

#### 【提出書類】

- ① 補助金交付申請書兼支払金口座振替依頼書(令和6年度版)
  - ② 利用内訳表(令和6年度版)※利用月及び児童ごとに作成をお願いいたします。
  - ③ 領収書
  - ④ 利用明細書(利用した児童名、利用日、利用時間、利用料の内訳がわかるもの)  
※領収書で内容(利用した児童、利用日、利用時間、利用料の内訳)が確認できる場合は省略可能です。
  - ⑤ 補助事業ベビーシッター要件証明書
- ※提出書類③～⑤はベビーシッター事業者が発行

#### 【交付スケジュール】

最終締切日の令和7年4月15日までであれば、当該年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日)利用分は申請可能となりますが、原則ベビーシッターを利用した月の翌月10日または25日まで(10日、25日が土日・祝日にあたる場合は、前営業日まで)に書類をご提出ください※ただし令和7年3月利用分は令和7年4月15日(火)消印有効まで。  
最終締切日の令和7年4月15日(消印有効)までに必要書類のご提出がない場合は補助対象外となります。領収書の発行に時間がかかるなどの事情により最終締切日に間に合わない場合は、令和7年4月4日までに必ずコールセンターへご連絡ください。

補助金の振り込み時期は、それぞれの受付締切日から約1か月後を予定しております。  
※申請書が受付締切日に提出された場合であっても、書類不備等により交付予定日に支給できない場合があります。

### 5 留意事項

ベビーシッターを利用する際は、厚生労働省が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。



#### 【お問合せ】

株式会社パソナライフケア(江戸川区委託事業者)

電話：0120-212-115/受付時間：平日9時から17時まで(12月29日から1月3日を除く)